

【上越ケーブルビジョン JCV メッシュ WiFi サービス利用規約】

第1条 用語の定義

JCV メッシュ WiFi サービス利用規約で使用する用語定義は、以下の通りです。

用語	用語の意味
当社	上越ケーブルビジョン株式会社
本規約	上越ケーブルビジョンメッシュ WiFi サービス利用規約
本サービス	網目(=メッシュ)状に張り巡らされた WiFi ネットワークを構築する WiFi ルーターのレンタルによる宅内 WiFi サービス 本遠隔サポートサービス及び本アプリを使用させることを含む
本レンタル端末	本サービスの提供に当たり当社が利用者に貸し出すメッシュ WiFi ルーター機器及びその付帯商品
本遠隔サポートサービス	クラウド環境を使用し、設置した本レンタル端末を、保守等のため遠隔操作する専用のサポートサービス
スマートフォン等	スマートフォン及びタブレット端末等の電子機器
提携会社	本サービスを提供するに当たり当社と協力関係のある会社
本アプリ	クラウド環境と連携した本サービス専用のスマートフォン等向けアプリケーション
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
申込者	本サービスの利用を申し込んだ者
利用者	本サービスの利用申込みにより本契約を締結し、本サービス及び本アプリを利用する者
JCV インターネットサービス	上越ケーブルビジョン株式会社が提供するJCVケーブルインターネットサービス
JCV インターネットサービス契約	JCV インターネットサービス契約に係る当社と利用者との間の契約
インターネット加入契約約款	当社が別に定める JCV インターネットサービス加入のための「上越ケーブルビジョン JCVケーブルインターネット加入契約約款」
インターネット契約者回線	JCV インターネットサービスを利用するために当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
端末設備	インターネット契約者回線の一端に接続される電気通信設備

第2条 本規約及び本サービスの変更

本規約は、上越ケーブルビジョン株式会社が提供する本サービスの基本事項について定めるものです。当社は、利用者の事前の承諾を得ることなく本規約及び本サービスを変更することがあり、利用者は変更後の規約に従うものとします。

第3条 本サービスの適用範囲

本サービスの適用範囲は、利用者が当社のJCVインターネットサービスに加入し、当社のインターネッ

ト契約者回線に接続する端末設備と本レンタル端末を接続することを前提とし、当社が貸し出す本レンタル端末に限ります。

2 利用者が、本サービスの利用のために、利用者保有の機器やソフトウェア（以下「利用者保有機器等」といいます。）を使用する場合、利用者保有機器等の仕様及び動作に依存する、一切の動作保証及び使用目的への適合性の保証を当社はしないものとします。JCVインターネットサービスに起因する利用不可能等を除く事態について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4条 本サービスの内容

当社は利用者に以下の各号のサービスを本サービスとして提供します。

- (1) 提携会社より当社が借り受ける本レンタル端末を貸し出すサービス
- (2) JCV インターネットサービスと本レンタル端末を接続し、IEEE802.11ax, ac, n, a, g, b 規格に対応した電子機器と相互接続するサービス
- (3) 利用者の要望を受け、本レンタル端末を当社側でクラウド遠隔操作し、動作確認、保守等を実施するサービス(本遠隔サポートサービス)
- (4) クラウドと連携したスマートフォン等向けアプリ(本アプリ)を提供するサービス

第5条 本契約の単位

本契約の単位は、JCV インターネットサービス契約の回線1回線ごとに1契約とします。この場合、本契約の契約者は、1契約につき1人に限ります。

2 本契約に基づく本アプリの利用については、本契約1つにつき、スマートフォン等1台に限るものとします。

3 当社は、申込者と当社登録のJCVインターネットサービス利用者の名義が一致する場合、本レンタル端末を最大5台まで貸し出すものとします。

第6条 本契約の成立

本契約は、申込者が、本サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を当社に提出する方法により本サービスの利用申込みを行い、かつ、当社が申込者に申込みの承諾をした時に成立するものとします。

2 当社は、原則として前項に定める承諾を行うものの、次の各号に定める場合には、申込みの承諾をしないことがあります。

- (1) 申込者が本サービスの利用料金支払債務その他の債務並びに他の当社に対する債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- (2) 申込者が反社会的勢力等(第20条に定義される意味を有します。)に該当し、またはそのおそれがあると判断する場合
- (3) 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
- (4) 申込者が本規約に違反するおそれがあると認められる顕著な理由がある場合

(5)その他当社の業務の遂行上著しい支障があり、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

第7条 レンタル利用期間

本サービスには、最低利用期間があり、本レンタル端末の引渡日から、1年後の応当日が属する月の末日までとします。

2 利用者は、最低利用期間内に本契約の解約を希望する場合、残月分(解約日が属する月を含みません。)の利用料金を違約金として当社に支払うものとします。

3 利用者は、最低利用期間が経過した後は、違約金を支払うことなくいつでも本契約を中途解約できるものとします。

4 申込者は、本レンタル端末の受取前においては、本契約を解約することができるものとします。

第8条 本契約の終了

利用者が本契約を第7条第4項に基づき中途解約する場合、当社に対して本契約を解約する旨を連絡した上、本レンタル端末が当社へ返却された日の月末を以って、本契約は終了するものとします。

2 本レンタル端末返却の費用につきましては末尾の料金表に定める通りとします。

第9条 責任の制限

当社の責めに帰すべき事由により本レンタル端末に障害が発生し、通常の使用ができなくなったときは、当社は当社の費用負担でその修復に努めるものとします。

2 前項以外の事由により本レンタル端末に障害が発生しその通常の使用ができなくなったときは、利用者の費用負担で当社はその修復に努めるものとします。

3 当社は、本レンタル端末の使用障害が発生した場合、前各項に定める修復に努めますが、本レンタル端末の使用障害に伴う損害については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わないものとします。

4 当社は、本レンタル端末の保守点検、修理または復旧の工事に当たって本レンタル端末が接続される通信機器を試験的に利用し、利用者の土地建物その他工作物に損害を与えた場合、それがやむをえない理由による場合を除き、その損害を賠償するものとします。

5 利用者による本レンタル端末の使用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対してもその責任を負わず、利用者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

第10条 利用料金

本サービスの利用料金は、本レンタル端末の引渡日が属する月の翌月1日から発生します。

2 利用者は、末尾の料金表に定めた料金(月額)を、JCVインターネットサービス利用料金と併せて利用月の翌月に支払うものとします。具体的な支払時期及び支払方法は、JCVインターネットサービス

契約における定めを準用します。

第11条 解約及び解除

利用者の行為が次のいずれかの各号に該当すると当社が判断した場合、当社は利用者に予告なく本契約を解除できるものとします。当該解除は、損害賠償の請求を妨げないものとします。

- (1) 申込内容に偽りがあった場合
- (2) 料金の支払い義務を怠った場合
- (3) 本規約のいずれかに違反した場合
- (4) 利用者の信用状態に重大な変化があった場合
- (5) 一定期間にわたり利用者と連絡が取れない場合
- (6) 利用者が受取り予定日を過ぎても本レンタル端末を受け取らなかった場合

2 利用者が JCV インターネットサービス契約を解約した場合、本契約は当該終了と同時に自動的に終了するものとします。

第12条 物品の保管、受け取り及び返却の費用

本契約が中途解約または解除される場合であって、利用者が本レンタル端末を受け取っている場合、利用者は、本レンタル端末を速やかに当社に返却するものとします。

2 前項の場合、当該返却までの本レンタル端末の保管にかかる費用は利用者が負担するものとします。

3 本レンタル端末などの受け取り及び当社への返却に費用が発生した場合、その費用は利用者が負担するものとします。

第13条 利用者の報告義務

利用者は次に該当する場合、速やかに当社に連絡をするものとします。

- (1) 申込み内容に変更があった場合
- (2) 本レンタル端末を破損・盗難・紛失、もしくは解約後返却できない場合
- (3) 最低利用期間終了後、本契約の解約を希望する場合

第14条 本レンタル端末の破損等にかかる諸注意

利用者が、本レンタル端末を破損、盗難または紛失した場合、当社は末尾記載の弁償代金を請求できるものとします。

第15条 利用者の承諾事項

利用者は、次の行為をしないものとします。

- (1) 本レンタル端末の第三者への譲渡・貸与
- (2) 本レンタル端末への暗証番号等の不正入力

(3)本レンタル端末を通常の使用方法以外の方法で使用するこ

(4)本アプリを第三者に利用させること

2 利用者は、次の事項を承諾するものとします。

(1)利用者宅形状により通信事情等で繋がり難い場所があり、利用できない事態が発生する可能性があること。

(2)本レンタル端末は精密機器のため、通常に使用していても故障することがあること、及び消耗性があるため、劣化することがあること。

(3)利用者保有の機器等の改造、変更及び追加等、並びに本サービスの提供方法を変更する義務を当社は負わないこと、並びに利用者保有機器における障害について当社は一切の責任を負わないこと。

(4)当社が、本遠隔サポートサービスとして、リモート接続により、本レンタル端末の状況確認を実施すること。

(5)当社が、リモート環境及び利用者宅内における本サービスの状況確認、保守作業等に際して、利用者の登録ID、パスワード等を利用して、利用者の本アプリを利用すること。

第16条 損害賠償の請求

利用者は、次の行為をしないものとし、次の各号の規定の一にでも該当したことにより当社が損害を被った場合は、当社はその損害を請求することができるものとします。

(1)当社または第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

(2)当社または第三者のプライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

(3)犯罪行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為またはそのおそれのある行為

(4)サーバへの不正なアクセスなど、データ通信型サービスの運営を妨げる行為

(5)公序良俗またはその他法令に反する行為またはそのおそれのある行為

(6)コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、データ通信型サービスを利用して提供する行為

(7)特定電子メールの送信の適正化等に関する法律または特定商取引に関する法律に違反する行為

(8)前各号の他、第11条各号に定める事由に該当する行為

2 当社は次の各号に該当する場合、サービスの利用停止または一時中断の措置をとることがあります。この場合、当社が適当と判断する方法で事前に申込者または利用者にもその旨を通知するものとします。但し、緊急の場合またはやむを得ない事情により通知できない場合は、この限りではありません。

(1)設備またはサービス障害、メンテナンス工事等により通信ができない場合

(2)接続事業者及び本アプリ提供元の都合により通信ができない場合

(3)その他技術上または当社の業務の遂行上やむを得ない場合

第17条 業務委託

当社は本サービスの業務の全部または一部を、当社の責任において、提携会社に委託することができます。

第18条 個人情報の取り扱い

申込書に記載の申込者の氏名、年齢、住所、電話番号、銀行口座番号を利用者の個人情報とし、これらにつきまして下記の通り取り扱うこととします。

2 下記の目的に必要な範囲で、ご提供いただいた利用者の個人情報を利用させていただきます。

- (1) 本契約の締結及び履行、利用料等のご請求並びに本サービスに必要となる事務手続のため
- (2) 本サービスに係る工事、本サービスの提供、保守サポート等の対応のため
- (3) 当社サービス(本サービスを含むが、これに限られません。以下本条において同じ。)のご案内のため
- (4) 当社サービスに関する販売促進、アンケート調査及びプレゼント等の送付のため
- (5) 当社サービス改善または新たなサービスの開発の為

3 当社は、工事業務、サービス案内業務、保守業務、サポート対応業務、利用料請求業務等の利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いに関する契約を締結している協力会社、提携会社及び業務委託会社へ利用者の個人情報を預託することがあります。

預託先については、個人情報の取扱いには厳重に管理するよう指示徹底します。

4 当社は、以下の場合を除き、利用者ご本人様の同意なしに個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 皆様及び公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

5 個人情報保護法に基づく開示等の請求については以下の通り処理します。

- (1) 利用者は、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート、年金手帳、住民基本台帳カード、在籍証明書のいずれか)のコピー1通を添付のうえ、開示を請求する旨の書面を下記宛てに郵送する方法により請求していただきます。

〒943-8522 新潟県上越市西城町2-2-27

上越ケーブルビジョン株式会社 個人情報保護担当

- (2)開示請求につきまして、利用者は1回の請求ごとに、1,100円の手数料を当社に支払うものとします。
- (3)開示請求に対し、当社は利用者の請求書記載住所宛に、「配達証明書留郵便」にて書面で回答するものとします。
- (4)開示請求に伴い当社の取得した本人であることを証明する書類のコピー1通について、当社は利用者に対する回答が終了した後、適切に管理、廃棄するものとします。

第19条 秘密保持

当社は、JCVケーブルインターネット接続サービスの提供に関連して知り得た利用者の秘密情報を、利用者の承諾なしに第三者に漏洩しないものとします。但し、本サービス及びJCVインターネット接続サービスを提供するために必要となる場合、並びに裁判所及び警察署等の発行する令状等に基づく開示はこの限りではないものとします。

第20条 反社会的勢力の排除

利用者は、自ら(利用者が法人である場合には、役員等を含みます。以下本条において同じ。)について、本契約の申込みを行う時点で、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。)であること。
- (2)反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3)自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって利用するなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4)反社会的勢力等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力等の維持運営に協力し、または関与していると認められる関係を有すること。
- (5)その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一でも該当する行為を行わないこととします。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を既存し、または当社の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

3 当社は、利用者が前二項に違反した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除すること

ができるものとします。この場合、当社は、当該解除により利用者に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、当該解除により当社に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第21条 関連法令の遵守

当社はこの規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第22条 合意管轄

利用者及び当社は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社が定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

第23条 その他

本利用規約に定めのない事項につきましては、JCVケーブルインターネット加入契約約款に準じます。

附則

(特約)

当社は、特に必要があると認めた場合は、本約款に特約を付することができるものとします。

(実施期日)

本規約は、令和3年7月1日から実施します。

【料金表】(税込)

・初期費用:無料

・月額利用料

1 台目	550 円/台/月
2 台目以降	495 円/台/月

・機器返却に関わる費用(解約手数料)

機器持込み	0円
出張引き取り	3,300 円

・弁償代金

機器 1 台につき	19,800 円
-----------	----------